

特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案要綱

1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正

特別児童扶養手当及び障害児福祉手当に係る所得による支給の制限を撤廃する。

(第六条から第十条まで及び第二十条から第二十三条まで関係)

2 施行期日

この法律は、令和八年十一月一日から施行する。ただし、4及び5は、公布の日から施行する。

(附則第一条関係)

3 経過措置

(1) この法律による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定は、令和八年十一月以降の月分の特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の支給について適用し、同年十月以前の月分の特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の支給については、なお従前の例による。

(附則第二条第一項関係)

(2) 施行日から令和九年四月三十日までの間に特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の支給に係る認定の請求をした者（施行日において支給要件に該当する者に限る。）についての特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の支給は、その請求をした日にかかわらず、令和八年十一月分からとする。

(附則第二条第二項及び第三項関係)

4 障害のあるこどもの養育等に係る経済的負担の一層の軽減

政府は、この法律による改正の趣旨を踏まえ、次に掲げる給付その他障害のあるこどもの福祉の増進を図るための制度における給付について、障害のあるこどもの養育等に係る経済的負担の一層の軽減を図るため必要な措置を講ずるものとする。

① 児童福祉法に規定する放課後等デイサービスに係る同法に規定する障害児通所給付費等

② 特別支援学校への就学奨励に関する法律の規定により支給する経費

(附則第五条関係)

5 検討

政府は、この法律の公布後三年を目途として、障害者の福祉の増進を図るための制度における給付に係る所得による支給の制限の撤廃その他障害者の経済的負担の一層の軽減を図るための措置について包括的に検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(附則第六条関係)

6 その他所要の規定の整備を行う。